

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和5年04月01日	令和5年度材料単価特別調査業務委託	7,810,000		10,083,700	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人 建設物価調査会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和5年04月01日	令和5年度京都市土木積算システム保守管理業務委託	42,900,000		45,115,400	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人 日本建設情報総合センター	政令第11条第1項第2号	物品			
003	令和5年11月30日	緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その4）	4,070,000		4,070,000	建設局土木管理部西京土木みどり事務所	西山・西本地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
004	令和5年05月26日	向日町上鳥羽線他分筆登記等業務委託	7,000,400		7,216,000	建設局道路建設部道路建設課	公益社団法人京都公共囀託登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和5年06月20日	令和5年度大手筋通電線共同溝新設工事委託	8,499,700		10,927,400	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
006	令和5年06月30日	令和5年度河原町通電線共同溝調査設計等業務委託	9,480,900		9,733,900	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
007	令和5年08月18日	三条通（三条小橋）引込管路工事委託（電力系）	3,060,737		3,295,318	建設局道路建設部道路環境整備課	関西電力送配電株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
008	令和5年03月10日	後院通引込管路等工事委託【1工区】	15,299,513		17,466,200	建設局道路建設部道路環境整備課	関西電力送配電株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
009	令和4年11月21日	令和4年度大手筋通電線共同溝新設工事委託	23,291,400		31,322,500	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
010	令和5年03月23日	令和4年度河原町通電線共同溝新設工事委託	25,536,500		25,536,500	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
011	令和5年04月28日	稲荷山トンネル換気設備保守点検業務委託	5,390,000		5,170,000	建設局土木管理部土木管理課	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和5年11月30日	(単価契約)道路凍結防止剤散布業務委託(西部土木みどり事務所)	予定総額 10,589,150		8,785,700	建設局土木管理部西部土木みどり事務所	公成建設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
013	令和5年4月25日	道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所桂川出張所管内	6,435,000		6,363,500	建設局土木管理部伏見土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
014	令和5年12月28日	伏見北堀公園施設更新（ポンプ更新）工事	4,576,000		4,576,000	建設局土木管理部伏見土木みどり事務所	株式会社鈴建	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
015	令和6年01月17日	今熊野橋補修（その3）工事	151,800,000		151,800,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	大鉄工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
016	令和4年06月29日	今熊野橋補修（その2）工事	131,780,000	130,278,500	130,054,100	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	大鉄工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
017	令和5年04月18日	今熊野橋補修設計業務委託（その3）	4,290,000		5,056,700	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	バシフィックコンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
018	令和6年02月01日	新美豆排水機場維持補修（2号エンジン更新ほか）工事	240,900,000		240,900,000	建設局土木管理部河川整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
019	令和6年03月13日	泰長老排水機場維持補修（遠隔操作盤更新ほか）工事	10,010,000		10,010,000	建設局土木管理部河川整備課	岩崎電気工事株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
020	令和5年10月30日	新川排水機場維持補修（燃料系統機器更新）工事	33,660,000		33,660,000	建設局土木管理部河川整備課	新菱工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
021	令和5年12月04日	西羽東師排水機場維持補修（1号サージタンクゲート整備）工事	26,180,000		26,180,000	建設局土木管理部河川整備課	株式会社日立プラントサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
022	令和5年12月20日	西大路排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事	19,800,000		19,800,000	建設局土木管理部河川整備課	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
023	令和6年01月25日	西羽東師排水機場除塵設備ほか更新設計業務委託	22,855,140		22,855,140	建設局土木管理部河川整備課	株式会社ニュージェック	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
024	令和5年03月10日	嵯峨嵐山駅自由通路昇降機設備整備業務委託（エレベータ1号機）	8,866,000		9,922,000	建設局土木管理部河川整備課	東芝エレベータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025	令和5年03月10日	桂川駅東西自由通路昇降機設備整備業務委託（エレベータ1号機・2号機）	12,650,000		14,190,000	建設局土木管理部河川整備課	株式会社日立ビルシステム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026	令和5年05月19日	緊急工事（左京土木みどり事務所管内）花園川護岸補修	3,740,000		3,740,000	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	植田・白山地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
027	令和5年06月19日	緊急工事（左京土木みどり事務所管内）一乗寺川護岸補修	3,355,000		3,355,000	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	植田・白山地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
028	令和5年08月15日	緊急工事（左京土木みどり事務所管内）百井川護岸復旧工事	4,950,000		4,950,000	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	植田・白山地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
029	令和5年08月15日	緊急工事（左京土木みどり事務所管内）堆積土砂浚渫工事	4,840,000		4,840,000	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	植田・白山地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
030	令和5年12月15日	道路除雪作業業務委託	予定総額 31,692,760		6,157,250	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	中辻造園土木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
031	令和5年12月15日	道路凍結防止剤散布業務委託	予定総額 24,507,560		6,988,135	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	中辻造園土木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
032	令和5年04月03日	京都市道路情報提供システム構築業務委託	110,880,000		110,880,000	建設局土木管理部道路明示課	アジア航測株式会社	政令第11条第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度材料単価特別調査業務委託
- 2 担当所属名
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更後) 令和6年3月15日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田1丁目8番17号
一般財団法人建設物価調査会 大阪事務所
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 7,810,000円
(変更後) 10,083,700円
- 7 契約内容
京都市土木積算システムにおいて使用する本市独自の土木資材(京都市型L型街渠ブロック等)及び、「特別調査の必要がある資材(※)」について、実勢価格を調査し、設計材料単価を決定する。
(※) 物価資料等に掲載されていない資材で、調達価格(材料価格×使用数量)が1,000万円以上又は1資材の単価が100万円以上の資材
- 8 変更理由
当初契約における調査対象資材の数量及び規格等を変更したことに伴い、契約金額に変更が生じたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
材料単価を調査するには、工事積算で使用する材料に関する専門的知識や市場性及び流通等に係る専門的知識を必要とし、過去の受託実績を通じて蓄積してきた調査に関するノウハウが不可欠であり、一般的に売り手及び買い手企業は取引価格を外部に対して非公開としているため、資材特性に応じた実勢価格の把握を行うためには、取引実態に合った効率的な調査方法を有していることに

加え、売り手の商社、問屋及びメーカー等への調査経路を保持していなければならない、これらのノウハウを有しているのは、本業務における業務受託実績がある一般財団法人経済調査会と一般財団法人建設物価調査会であるが、一般財団法人経済調査会から業務内容上受託は困難である旨の通知を受けた。

また、一般財団法人建設物価調査会は、これまでの本市の材料単価の調査業務を継続して受託しており、本市の工事に係る資材の価格情報及びデータ等を保有しているため、期限内に契約履行を確実に行うことができる唯一の事業者である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市土木積算システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更後) 令和6年2月6日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区赤坂5丁目2番20号
一般財団法人日本建設情報総合センター
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 42,900,000円
(変更後) 45,115,400円
- 7 契約内容
本業務は、京都市土木積算システム(以下「積算システム」という。)の保守、管理及び障害発生時の早期対応等、積算システムを正常に機能させることを目的とする一連の業務である。
- 8 変更理由
当初契約における機能改良事項等に変更が生じたため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
積算システムの運用に当たっては、システムデータの配信、積算実務者からのシステム操作支援依頼、障害発生時の対応、さらにはデータの修正等の運用支援を適正かつ迅速に行う必要がある。
また、積算システムに組み入れる基礎データ(国土交通省準拠の土木工事標準積算基準書及び基礎データ等)の年度及び月次改定におけるデータの作成及び更新作業も必要となる。
さらに、土木工事標準積算基準書の改定等にも迅速に対応し、本市独自単価及び歩掛データ等をシステムに対応させるための開発、改良にも携わる必要がある。
委託先の一般財団法人日本建設情報総合センターは、積算システムの開発事業者として、積算シ

システムの詳細なプログラムの内容等について、十分な知識と技術力及び適正かつ確実に業務を遂行する能力を有し、既存の機能を損なうことなく業務を履行することが可能である唯一の事業者である。

さらに、他の事業者が履行内容を実施し、積算システムに不具合が発生した場合は、その原因究明及び修理等の対応が困難となるとともに、その責任区分が不明確となる。

以上により、また、本件は地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける物品等の調達契約に該当することから、地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例第11条第1項第2号に該当するものとして随意契約を行うものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その4）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和5年11月30日
- 4 履行期間
令和5年11月30日から令和6年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区大原野小塩町842番地
西山・西本地域維持型建設共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
4,070,000円
- 7 契約内容
大悲閣橋の落橋を防止するために主桁追加等の橋梁補修を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、大悲閣橋（松尾嵐山緯68号線）において、橋りょうの主要部材である主桁や床版が腐朽していることが確認され、これ以上損傷が進行した場合、落橋等の恐れがあり、早急に対策を実施する必要がある緊急を要する事案であることから、入札手続きを経ず、令和5年度（単価契約）公共土木施設補修等工事（西京土木事務所）に係る「緊急工事に関する特約条項」に基づき、西山・西本地域維持型建設共同企業体に緊急工事を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 5年度

工 事 場 所 大悲閣橋（松尾嵐山緯68号線）

京都市西京区嵐山元録山町 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その4）

工 期 令和 5年11月30日から令和 6年 3月29日まで

事 業 課（所）名 西京土木みどり事務所

京都市 建設局

工事概要

橋梁補修工			式	1
橋梁補修工	式	1		

施工理由

本件は、大悲閣橋（松尾嵐山緯68号線）において、令和5年10月に橋りょう健全推進課が実施した橋りょう点検（法定点検）及び当事務所による詳細な現地調査を行ったところ、橋りょうの主要部材である主桁や床版が腐朽していることを確認したため、緊急工事を実施するものである。

		設計額
工事費		4,103,000 円
内訳	工事価格	3,730,000 円
	消費税相当額	373,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その4）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
橋梁保全工事	式	1	1,440,550			
橋梁補修工	式	1	1,344,550			
橋梁補修工	式	1	1,344,550	増桁（桁追加） H鋼 H125×125 L=4.4m（分割：当て板+ボルト連結加工） 根固めモルタル 橋台部型枠、モルタル打設 高欄支柱盛替 切断、盛替（新材取替含む） 袖壁部補修工 袖部型枠、モルタル打設	4 2 3 2	本 箇所 箇所 箇所
仮設工	式	1	96,000			
交通管理工	式	1	96,000	交通誘導警備員 B	8	人日
直接工事費	式	1	1,440,550			
共通仮設	式	1	393,000			
共通仮設費（率計上）	式	1	393,000			
純工事費	式	1	1,833,550			
現場管理費	式	1	1,191,000			
工事原価	式	1	3,024,550			
一般管理費等	式	1	705,450			
工事価格	式	1	3,730,000			
消費税額及び地方消費税額	式	1	373,000			
工事費計	式	1	4,103,000			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
向日町上鳥羽線他分筆登記等業務委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年5月26日
(変更後) 令和6年3月28日
- 4 履行期間
令和5年5月27日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 7,000,400円
(変更後) 7,216,000円
- 7 契約内容
向日町上鳥羽線他において、事業用地取得のための分筆登記業務を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本協会は、土地家屋調査士法に設立が規定され、官公署の依頼を受けて、土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続き又はこれに係る審査請求の手続きを行うことをその業務とする公益法人であり、京都市域においては、本協会以外に存在しない。
土地家屋調査士を営む個人に委託した場合には、事故等により業務の遂行に支障をきたす恐れがあるが、本協会には多数の土地家屋調査士が所属しているため安全な業務の遂行が可能である。
以上の理由により、本業務遂行の確実性があることから本協会に委託するもの。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度大手筋通電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年6月20日
(変更後) 令和6年3月13日
- 4 履行期間
(当初) 令和5年6月21日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 8,499,700円
(変更後) 10,927,400円
- 7 契約内容
本工事は、主として、民有地への電気・通信ケーブルを格納するための引込管路工事を実施するものである。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
沿道の1件の民地について、過年度に引込位置の協議に時間を要し、引込管の設置ができていなかったが、その後協議を重ね、引込位置の確定ができたため、本業務にて引込管を設置する計画であった。しかし、本工事委託着手前に具体的な施工方法の協議をしたところ、地権者から引込位置変更の要望があり、これに伴って、引込管の延長及び舗装工の施工範囲を増加する必要性が生じたため、増額となる。また、上記の引込位置の変更に伴う施工日数増加により、交通誘導警備員が増加となる。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度河原町通電線共同溝調査設計等業務委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年6月30日
(変更後) 令和6年3月13日
- 4 履行期間
(当初) 令和5年7月1日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 9,480,900円
(変更後) 9,733,900円
- 7 契約内容
本業務委託は、河原町通無電柱化事業に係る電線共同溝修正設計業務及び電波障害対策アンテナ調査業務を行うものである。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
京都府警本部との合同現地踏査の結果、共用照明柱共架の信号無視監視機の規制標識が不要であることが判明し、構造変更を行う必要が生じたので、照明設備設計を本業務に追加したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
三条通（三条小橋）引込管路新設工事委託（電力系）
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
（当 初）令和5年8月18日
（変更①）令和5年12月26日（工期のみ）
（変更後）令和6年3月14日（金額のみ）
- 4 履行期間
（当 初）令和5年8月19日から令和5年12月28日まで
（変更①）令和5年8月19日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地
関西電力送配電株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）3,060,737円
（変更後）3,295,318円
- 7 契約内容
本工事は、電線共同溝新設工事に伴う連系管路の敷設工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更理由 ※工期のみ）
管路敷設完了後の舗装復旧について、当該箇所は板石舗装の現状復旧を予定しているが、板石材の納期に想定以上の時間を要することが判明したため、舗装復旧作業の着手に不測の時間を要する見込みである。以上の理由により、本工事委託の工期を2.5か月延期するものである。
（変更理由 ※金額のみ）
既設電線共同溝柵からの管路取出しが困難であったこと、試験掘や取出し位置変更に伴うルート変更等を行ったことにより、追加工事・舗装復旧面積が増加したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
後院通引込管路等工事委託【1工区】
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年3月10日
(変更①) 令和5年8月30日 (工期のみ)
(変更②) 令和6年1月26日 (工期のみ)
(変更後) 令和6年2月22日 (金額のみ)
- 4 履行期間
(当初) 令和5年3月11日から令和5年8月31日まで
(変更①) 令和5年3月11日から令和6年1月31日まで
(変更②) 令和5年3月11日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地
関西電力送配電株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 15,299,513円
(変更後) 17,466,200円
- 7 契約内容
本工事は、電線共同溝新設工事に伴う連系管路、連系設備、引込管路の敷設工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由 ※工期のみ)
本委託で敷設する引込管路は、電線管理者が各民地内に敷設する引込設備と接続するため、電線管理者が各地権者と協議し、引込設備の位置の決定後に施工が可能となる。各地権者とは、本契約後から引込設備の位置に関する協議を進めており、現時点で31件中30件の引込管路の敷設が完了している。
残り1件の管路引込予定の建物については、外構工事を実施していたため、施工時期の調整を行い、外構工事が完了する11月末以降に当該管路敷設を着手し、12月末に管路敷設を完了する予定であった。
しかし、当該管路敷設着手直前に、外構工事が遅れていることが判明したため、施工時期を再度調整したところ、当該管路敷設の着手が1月中旬からとなり、管路敷設完了に1か月の遅れが

生じることとなった。

以上により、本委託の工期を1か月延期するものである。

(変更理由 ※金額のみ)

バス運行時間帯を配慮した短時間での施工となり、日作業量が低下したことに伴う数量増減が生じたため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度大手筋通電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年11月21日
(変更後) 令和6年3月13日 (金額のみ)
- 4 履行期間
令和4年11月22日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 23,291,400円
(変更後) 31,322,500円
- 7 契約内容
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が所管する通信柵と電線共同溝を接続する工事及び連系管路、連系設備、引込管路を設置する工事
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
大手筋通の私道 (幅員約1.5m) 奥2軒の家屋への引込について、大手筋通歩道に共用照明柱を建柱し、私道に隣接する民家の壁面を經由させ架空線で引込む予定であったが、引込方法を見直す必要が生じた。協議の結果、私道内に地中配管をし、私道奥に人力建柱可能な小柱を建柱のうえ、奥2軒に引込むこととなった。そのため、これらに伴う新たな電線共同溝管路 (連系設備) が増加となる。また、上記に伴って、共用照明柱が不要になったが、私道の舗装復旧及び施工日数増加により、交通誘導警備員が増加した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度河原町通電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年3月23日
(変更後) 令和6年3月13日(工期のみ)
- 4 履行期間
(当初) 令和5年3月24日から令和6年3月15日まで
(変更後) 令和5年3月24日から令和6年9月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
- 6 契約金額(税込み)
25,536,500円
- 7 契約内容
本工事は、電線共同溝新設工事に伴う連系管路、連系設備の敷設工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
本委託で敷設する引込管路は、電線管理者が各民地内に敷設する引込設備と接続するため、電線管理者が各地権者と協議し、引込設備の位置の決定後に施工が可能となる。各地権者とは、本契約後から引込設備の位置に関する協議を行っており、現時点で19件中9件の協議が成立している。
残り10件については、引き続き協議を進めているが、建物の入口付近に引込設備を設置することになるため、引込設備の位置や外観上の対策等に関する地権者との協議に時間を要する見込みであることから、本委託の工期を約6か月延期するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
稲荷山トンネル換気設備保守点検業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月28日
(変更後) 令和5年10月31日
- 4 履行期間
令和5年4月29日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号
パナソニック環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 5,390,000円
(変更後) 5,170,000円
- 7 契約内容
稲荷山トンネルの附帯設備である換気設備全体の状態判定、目視等による点検整備、部品交換や調整作業を伴う保守点検業務。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
当初契約後、ジェットファンの運用を変更したため、実態に合わせて点検内容を変更する。
当初は換気用と、火災時の排煙用2種類の運用で制御を行っていたが、換気用としての用途を廃止したため、点検項目から換気用途の連動動作確認を除くものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
稲荷山トンネル換気設備はジェットファン通信盤、換気連動盤、換気自動制御装置、換気動力盤で構成されており、いずれの設備も単独での動作はしておらず、独自のシステムにより換気システム一体として連動動作をしている。換気設備全体の連動確認及び調整を伴う作業、点検整備

等を行うには製造者以外の者が有し得ない専門的な知識や技術を必要とすることから、製造者であるパナソニック環境エンジニアリング株式会社と随意契約を行う。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
(単価契約)道路凍結防止剤散布業務委託(西部土木みどり事務所)
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和5年11月30日
- 4 履行期間
令和5年12月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地
公成建設株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(予定総額)(当初)10,589,150円
(予定総額)(変更後)8,785,700円
- 7 契約内容
本業務は、京都府北部と市内中心部を結ぶ幹線道路である一般国道162号(右京区梅ヶ畑西ノ畑町[市バス高雄停留所]～右京区梅ヶ畑亀石町[梅ヶ畑29号線交差点])及び京都市と南丹市を結ぶ主要府道京都日吉美山線(嵯峨鳥居本仙翁町[清滝鳥居本線交差点]～国道477号[市界])の凍結防止剤散布を行うことにより、路面凍結によるスリップ事故等を未然に防ぎ、安全な通行を確保するものである。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
凍結防止剤散布における待機命令及び出動指示は、気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず、常時作業体制を維持し、迅速に作業を行う必要がある。
このため、凍結防止剤散布路線や、その近くに作業基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、凍結防止剤散布作業に際して、当該地域の地形状況・路面状況に習熟している業者を選定する必要がある。
上記の厳しい条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に凍結防止剤散布作業を行うことができるのは、本作業区間内の右京区梅ヶ畑中嶋町に作業基地を確保でき、長年、西部土木事務所管内の緊急業者として、管内の気象状況や路面状況を熟知し、凍結防止剤散布の経験もある公成建設株式会社に限られるため、本業務を同社に随意契約するものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 桂川出張所管内
- 2 担当所属名
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日
（当初）令和5年4月25日
（変更後）令和6年2月26日
- 4 履行期間
令和5年4月26日から令和6年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区淀池上町29番地
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）
（当初）6,435,000円
（変更後）6,363,500円
- 7 契約内容
本作業は、道路法面等の草が繁茂しており道路交通に支障を来しているため、除草・清掃をすることにより、道路機能の回復を図るとともに車両等の通行の安全を確保するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回の変更は、近畿地方整備局淀川河川事務所発注の堤防工事と輻輳した部分があるため、堤防除草面積を変更するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伏見北堀公園施設更新（ポンプ更新）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日
（当初）令和5年12月28日
（変更後）令和6年3月15日
- 4 履行期間
（当初）令和5年12月29日から令和6年3月29日
（変更後）令和5年12月29日から令和6年10月23日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院月双町33番地 鈴木メンテナンスビル3階
株式会社鈴建
- 6 契約金額（税込み）
4,576,000円
- 7 契約内容
本工事は、伏見北堀公園内に設置されている排水ポンプの経年劣化が著しく、排水ポンプの運転に支障をきたすおそれがあるため、更新工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、一般競争入札（令和5年11月8日公告、令和5年11月28日開札）により締結する予定であったが、応札6社が無効となり、入札不成立となった。このため、本工事については、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン（4 競争入札に付し入札者がいないとき）に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
入札に参加したが、無効となった業者6社を対象に見積合せを実施し、最も安価であった業者と契約を締結した。
- 11 その他

積算内訳書

事業年度 令和 5 年度

工事場所 京都市伏見区桃山町大蔵 地内

路線名又は河川名等

工事名 伏見北堀公園施設更新(ポンプ更新)工事

工期 契約日の翌日から令和6年3月29日まで

事業課(所)名 伏見土木みどり事務所

京都市 建設局

工 事 概 要

排水ポンプ更新				式	1
排水ポンプ設備据付	台	1	既設ポンプ撤去	台	1
揚水管洗浄・3種ケレン・錆止め塗装	式	1			

施 工 理 由

本工事は、伏見北堀公園内に設置されている排水ポンプの経年劣化が著しく、排水ポンプの運転に支障をきたすおそれがあるため、更新工事を行うものである。

		設 計 額
工	事 費	4,895,000 円
内	工 事 価 格	4,450,000 円
	消 費 税 相 当 額	445,000 円
支	給 品 費	0 円

京都市 建設局

積算内訳書(本01)

工 事 名	伏見北堀公園施設更新(ポンプ更新)工事				事業区分 工事区分	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
【排水機場維持補修】									
機器費		式	1		2,960,600				
据付工事原価	(直接工事費+間接工事費)	式	1		1,058,860				
直接工事費	(輸送費+材料費+労務費 +直接経費+仮設費)	式	1		342,123				
輸送費		式	1		17,400				
材料費	(直接材料費+補助材料費)	式	1		29,068				
直接材料費		式	1		27,950				
補助材料費		式	1		1,118				
労務費		式	1		177,300				
直接経費		式	1		6,791				
仮設費		式	1		111,564				
間接工事費	(共通仮設費+現場管理費+据付間接費)	式	1		716,737				
共通仮設費		式	1		267,737				

積算内訳書(本01)

工 事 名	伏見北堀公園施設更新(ポンプ更新)工事				事業区分 工事区分	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場管理費		式	1		401,000				
据付間接費		式	1		48,000			経费率一覧	
工事原価	(機器費+据付工事原価)	式	1		4,019,460				
一般管理費等		式	1		430,540				
工事価格	(工事原価+一般管理費等)	式	1		4,450,000				
消費税等相当額(10%)		式	1		445,000				
請負工事費	(工事価格+消費税等相当額)	式	1		4,895,000				

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
今熊野橋補修（その3）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日
令和6年1月17日
- 4 履行期間
令和6年1月18日から令和8年3月13日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区油小路通塩小路下ル東油小路町533-6
大鉄工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
151,800,000円
- 7 契約内容
今熊野橋の架け替え工事における床版や高欄等のコンクリート工や路面工、交通管理工等を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事の交通管理工は、JR委託工事施工中の交通規制や交通誘導員の配置を含んでいる。JR委託工事は線路内の作業が多く、列車運行状況に応じて当日に施工時間が変動するため、柔軟に交通規制の変更や交通誘導員の配置を行う必要がある、JR委託工事と密接に連携し、一貫した交通管理を行う必要がある。
床版や高欄等のコンクリート工は、橋りょうを3分割して架替を進めるため、既設部と新設部の接合部においては線路上空が開口されている状態となることから、鉄道運行への影響を考慮し、線路上空での安全対策を行う必要がある。そのため、精緻な施工計画の立案や施工管理が求められ、鉄道近接工事に関する技術を有していなければならない。
また、新設上部工形式は合成床版橋であり、上部工を構成する床版や高欄とJR委託工事で設置する桁は密接不可分な構造となっていることや次のステップで施工する桁や床版と問題なく接合する必要があるため、一体的かつ精緻な施工管理を行う必要がある。
さらに、他の事業者が本工事を実施し、JR委託工事施工中の交通規制や上部工に不具合が発生した場合、JR委託工事の施工業者と責任区分の範囲が不明確になるとともに迅速な対応が困難となる。
以上により、本工事を適正に履行できるのはJR委託工事の請負業者である大鉄工業株式会社のみであるため、同社と随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

積算内訳書

事業年度 令和 5年度

工事場所 京都市東山区今熊野宝蔵町他地内

路線名又は河川名等

工事名 今熊野橋補修（その3）工事

工期 契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで

事業課（所）名 橋りょう健全推進課

京都市 建設局

工事概要

今熊野橋			橋	1	
桁運搬工	t	44.6	床版工	m3	52
橋梁附属物工	式	1	舗装工	m2	123
区画線工	式	1	仮設工	式	1

施工理由

本事業は「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、今熊野橋について、老朽化修繕及び耐震補強を目的として橋りょうの架替を行い、通行機能の確保と橋りょうの健全化を図るものである。
本工事は、架け替え工事における床版や高欄等のコンクリート工や路面工、交通管理工等を実施するものである。

		設計額
工事費		159,698,000 円
内訳	工事価格	145,180,000 円
	消費税相当額	14,518,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修 (その3) 工事			事業区分	道路新設・改築
	工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳
	鋼橋上部	式	1	34,022,106	
	桁運搬工	式	1	8,920,000	
	桁運搬工	式	1	8,920,000	桁運搬 44.6 t ホールドレラー, 運搬距離:10km
	鋼橋架設工	式	1	7,233,500	
	地組工	式	1	7,233,500	地組 42.5 t
	床版工	式	1	6,176,006	
	合成床版工	式	1	6,176,006	吊りピース切断処理 48 箇所 切断, 塗装 シール材充填 241 m 施工箇所: 添接板周り・側板スリット部・壁高欄Vカット目地部, 材料費含む 型枠 4 m2 (床版) 型枠の種類: 一般型枠 型枠 24 m2 (壁高欄) 型枠の種類: 一般型枠 埋込型枠 117 m2 型枠の種類: 撤去しない埋設型枠, 材料費含む 鉄筋 2.96 t (床版) 鉄筋材料規格・径: SD345 D16~25 鉄筋 1.23 t (床版, 伸縮装置) 鉄筋材料規格・径: SD345 D13 鉄筋 0.16 t (壁高欄) 鉄筋材料規格・径: SD345 D16~25 鉄筋 1.03 t (壁高欄) 鉄筋材料規格・径: SD345 D13

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修 (その3) 工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 鋼橋上部
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
				機械式継手(材料費) D16(Hタイプ), 埋込側のみ, 加工費含む	154 本
				コンクリート (床版, 調整コンクリート) コンクリート規格:30-12-25(20)(普通)	44 m3
				コンクリート (壁高欄) コンクリート規格:24-12-25(20)(普通)	8 m3
橋梁付属物工	式	1	11,692,600		
伸縮装置工	式	1	1,872,600	埋設ジョイント ジョイント規格:床版箱抜型・後付(車道用), 工種:新設	8 m
				埋設ジョイント ジョイント規格:床版箱抜型・後付(歩道用), 工種:新設	6 m
橋梁用防護柵工	式	1	9,820,000	落下物防止柵 材料費のみ(アンカーボルト含む)	17 m
				ライナープレート(材料費) 加工費含む, t=6mm	10 枚
舗装	式	1	33,779,720		
舗装工	式	1	1,022,286		
橋面防水工	式	1	268,323	橋面防水 (車道部) 防水工種類:塗膜防水	73 m2
				橋面防水 (歩道部) 防水工種類:塗膜防水	51 m2
アスファルト舗装工	式	1	753,963	基層(車道・路肩部) 材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:3.0m超	73 m2
				表層(車道・路肩部) 材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:3.0m超	73 m2
				間詰コンクリート(歩道部) 無筋構造物, ハックホリ(クレーン機能付)打設, 18-8-40BB, 一般養生	12 m3
				表層(歩道部) 材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m以上	50 m2

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修 (その3) 工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳		
縁石工	式	1	76,329			
縁石工	式	1	76,329	歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ (標準ﾀｲﾌﾟ) ﾌﾟﾛｯｸ規格:A種(150/170×200×600)	9	m
				歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ (切下げ部) ﾌﾟﾛｯｸ規格:A種(150/190×200×600)	9	m
区画線工	式	1	417,640			
区画線工	式	1	417,640	溶融式区画線 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	250	m
				溶融式区画線 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:破線 15cm,塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	15	m
				溶融式区画線 (5m矢印 直左) 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗 布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	1	箇所
				溶融式区画線 (5m矢印 右折) 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗 布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	1	箇所
				溶融式区画線 (5m予告矢印 直左) 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗 布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	1	箇所
				溶融式区画線 (5m予告矢印 右折) 施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗 布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	1	箇所
				区画線消去 施工方法区分:削取り式	342	m
				構造物撤去工	式	1

積算内訳書 (本01)

工事名	事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装		
今熊野橋補修(その3)工事				
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳
構造物取壊し工	式	1	-16,800	発生品運搬 0.5 t スクラップ [°] , クレーン装置付2t級、吊能力2.9t, DID有り, 3.0km以下 スクラップ [°] -0.5 t ヘビ [°] -H3
仮設工	式	1	32,280,265	
作業ヤード整備工	式	1	5,116,976	カート [°] レール撤去 49 m (上鳥羽ヤード [°]) 置き基礎 [°] ブロック式 発生品運搬 3.3 t (上鳥羽ヤード [°]) 置き基礎 [°] ブロック, クレーン装置付2t級、吊能力2.9t, DID有り, 20km以下 フェンス撤去 13 m (上鳥羽ヤード [°]) 敷鉄板設置 562 m ² (上鳥羽ヤード [°]) 22×1524×3048, 121枚 敷鉄板賃料 121 枚 (上鳥羽ヤード [°]) 22×1524×3048, 651日 敷鉄板賃料 63 枚 (高架下ヤード [°]) 22×1524×3048, 757日
防護施設工	式	1	2,775,969	仮設防護柵(賃料) 6,813 基・日 仕様・規格:H鋼基礎, L=5m/基, L=45m, 757日 仮設防護柵設置 45 m 仕様・規格:H鋼基礎 時間的制約:無 仮設防護柵撤去 45 m 仕様・規格:H鋼基礎 時間的制約:無

積算内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修 (その3) 工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
交通管理工	式	1	24,387,320	交通誘導警備員 交通誘導警備員B(交代要員無) 工事誘導 7:00~18:00	292 人日
				交通誘導警備員 交通誘導警備員B(交代要員無) 工事誘導 8:30~17:30	166 人日
				交通誘導警備員 交通誘導警備員B(交代要員有) 工事誘導 21:00~6:00	930 人日
直接工事費	式	1	67,801,826		
共通仮設	式	1	17,517,684		
共通仮設費	式	1	2,051,684		
運搬費	式	1	567,684	仮設材運搬費 敷鉄板, 片道運搬距離: 3.9km, 積込取卸(片道分)含む	97.04 t
現場環境改善費	式	1	1,484,000		
共通仮設費 (率計上)	式	1	15,466,000		
純工事費	式	1	85,319,510		
現場管理費	式	1	39,127,000		
工事原価	式	1	124,446,510		
一般管理費等	式	1	20,733,490		
工事価格	式	1	145,180,000		
消費税額及び地方消費税額	式	1	14,518,000		
工事費計	式	1	159,698,000		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
今熊野橋補修（その2）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日
（当初）令和4年6月29日
（変更①）令和5年7月10日
（変更後）令和6年2月20日
- 4 履行期間
令和4年6月30日から令和6年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区油小路通塩小路下ル東油小路町533-6
大鉄工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）131,780,000円
（変更①）130,278,500円
（変更後）130,054,100円
- 7 契約内容
本業務は、老朽化修繕及び耐震補強を目的として橋りょうの架替を行うため、橋台の新設を実施するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当初の想定よりも順調に施工ができ、交通誘導員が減員となった。また、早期に完了したため、次工事で予定していた作業を前倒して実施した。家屋調査の事後調査について、1軒辞退があったため減額となった。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
今熊野橋補修設計業務委託（その3）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年4月18日
（変更①）令和5年12月12日（工期変更のみ）
（変更後）令和6年2月26日
- 4 履行期間
令和5年4月19日から令和6年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）4,290,000円
（変更①）4,290,000円（工期変更のみ）
（変更後）5,056,700円
- 7 契約内容
本業務は、今熊野橋において、高欄等のデザイン確定や現地状況等による各種条件変更に伴い、修正設計を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
デザイン決定後の落下物防止柵と壁高欄の設置範囲について、地元やJR西日本との協議により、景観及び安全性を考慮し、橋りょう部のみから延伸して設置することになったため、その延伸部の構造検討を行う必要が生じた。また、高欄等のデザイン確定に伴う修正設計は別業務で実施したため、廃工となった。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新美豆排水機場維持補修（2号エンジン更新ほか）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和6年2月1日
- 4 履行期間
令和6年2月2日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
240,900,000円
- 7 契約内容
新美豆排水機場における2号エンジン及び減速機の更新、2号主ポンプの整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事で更新するエンジン及び減速機は、河川排水ポンプと一体となった動力及び伝達装置である。このエンジン及び減速機は、河川排水ポンプの排水能力特性や始動トルク特性等の設計データに基づいた詳細な仕様設計を行ったうえで機器を製作する必要がある。
また、主ポンプ整備は既設ポンプに適合した新品の供給が必要となり、既設ポンプの設計データが必要となる。こうした設計データは特殊技術情報であり、この情報は一般に公開されておらず、河川排水ポンプ製造者以外では機器設計及び製作ができない。このため、当該河川排水ポンプの製造者であるクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

積算内訳書

事業年度 令和 5 年度

工事場所 京都市伏見区淀美豆町1123番地

路線名又は河川名等
工事名 新美豆排水機場維持補修(2号エンジン更新ほか)工事

工期 契約日の翌日から令和7年3月14日まで
事業課(所)名 河川整備課

京都市 建設局

工 事 概 要

2号エンジン更新ほか			式	1	
エンジン更新	式	1	試運転調整	式	1
減速機更新	式	1			
ポンプ整備	式	1			
電気設備改修	式	1			
既設機器撤去	式	1			

施 工 理 由

新美豆排水機場に設置された2号ポンプ、駆動用のディーゼルエンジン及び減速機は設置後36年経過(昭和62年度設置)しており、経年劣化が進んでいる。
 本工事は、2号ポンプ駆動用のディーゼルエンジン及び減速機の更新、2号ポンプの工場整備を実施し機能の回復を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	245,124,000 円	円	円
内 訳	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	222,840,000 円	円	円
	消 費 税 相 当 額	前回	円	円	円
		今回	22,284,000 円	円	円
支 給 品 費	前回	円	円	円	
	今回	0 円	円	円	

京都市 建設局

設計内訳書

工 事 名 新美豆排水機場維持補修(2号エンジン更新ほか)工事					事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
製作原価	[直接制作費] + [間接制作費]	式	1		145,808,021			
直接製作費	[材料費] + [機器単体費] + [労務費] + [塗装費] + [直接経費]	式	1		135,847,021			
材料費		式	1		17,834,154			内 1 号
機器単体費		式	1		109,200,000			内 2 号
労務費		式	1		5,660,000			内 3 号
塗装費		式	1		461,867			内 4 号
直接経費		式	1		2,691,000			内 5 号
間接製作費	[間接労務費] + [工場管理費]	式	1		9,961,000			
間接労務費		式	1		5,094,000			経费率一覧
工場管理費		式	1		4,867,000			経费率一覧
据付工事原価	[直接工事費] + [間接工事費]	式	1		45,320,498			
直接工事費	[輸送費] + [材料費] + [労務費] + [直接経費] + [処分費] + [スクラップ]	式	1		23,235,498			

設計内訳書

工 事 名 新美豆排水機場維持補修(2号エンジン更新ほか)工事					事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
輸送費		式	1		387,738			内 6 号
材料費		式	1		646,626			内 7 号
労務費		式	1		21,852,233			内 8 号
直接経費		式	1		1,342,651			内 9 号
処分費		式	1		24,750			内 10 号
スクラップ		式	1		-1,018,500			内 11 号
間接工事費	[共通仮設費] + [現場管理費] + [据付間接費]	式	1		22,085,000			
共通仮設費		式	1		2,784,000			経费率一覧
現場管理費		式	1		5,456,000			経费率一覧
据付間接費		式	1		13,845,000			経费率一覧
設計技術費		式	1		5,244,000			経费率一覧

設計内訳書

工 事 名 新美豆排水機場維持補修(2号エンジン更新ほか)工事					事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価	[製作原価] + [据付工事原価] + [設計技術費]	式	1		196,372,519			
一般管理費		式	1		26,467,481			経费率一覧
工事価格	[工事原価] + [一般管理費]	式	1		222,840,000			
消費税等相当額 (工事価格 × 0.10)		式	1		22,284,000			
請負工事費	[工事価格] + [消費税等相当額]	式	1		245,124,000			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
泰長老排水機場維持補修（遠隔操作盤更新ほか）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和6年3月13日
- 4 履行期間
令和6年3月14日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区静海市原町469番地4
岩崎電気工事株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,010,000円
- 7 契約内容
泰長老排水機場における遠隔操作盤の更新ほか
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札（電気工事、公告日：令和6年1月18日、開札日：令和6年2月7日）により締結する予定であったが、応札した2者が無効（最低制限価格を下回る入札）となり、入札不成立となったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8に応札した者による見積合わせを経て、予定価格の範囲内で最低の価格（ただし、最低制限価格以上）の金額で入札を行った事業者を選定した。
- 11 その他

積算内訳書

事業年度 令和5年度

工事場所 京都市伏見区桃山町泰長老

路線名又は河川名等

工事名 泰長老排水機場維持補修(遠隔操作盤更新ほか)工事

工期 契約日の翌日から令和7年3月14日まで

事業課(所)名 河川整備課

京都市 建設局

工 事 概 要

遠隔操作盤更新				式	1
配線		式	1		
既設機器等撤去		式	1		
試運転調整		式	1		

施 工 理 由

泰長老排水機場の遠隔操作盤は、設置後21年が経過し老朽化が進んでいる。当該設備の更新を実施し、機能回復を図るものである。

		設 計 額
工	事 費	10,681,000 円
内 訳	工 事 価 格	9,710,000 円
	消 費 税 相 当 額	971,000 円
支	給 品 費	0 円

京都市 建設局

積算内訳書(本01)

工 事 名	泰長老排水機場維持補修(遠隔操作盤更新ほか)工事				事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排水機場維持補修								
機器費		式	1		5,686,000			
工事原価	(据付工事原価+設計技術費)	式	1		3,337,484			
据付工事原価	(直接工事費+間接工事費)	式	1		2,918,790			
直接工事費		式	1		1,121,824			
輸送費		式	1		62,400			
材料費		式	1		5,003			
労務費		式	1		260,100			
直接経費		式	1		688,659			
仮設費		式	1		105,662			
間接工事費		式	1		1,796,966			

積算内訳書(本01)

工 事 名	泰長老排水機場維持補修(遠隔操作盤更新ほか)工事				事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		485,108			
現場管理費		式	1		1,088,000			
据付間接費		式	1		223,858			
設計技術費		式	1		418,694			
一般管理費等		式	1		686,516			
工事価格	(機器費+工事原価+一般管理費等)	式	1		9,710,000			
消費税等相当額(10%)		式	1		971,000			
請負工事費	(工事価格+消費税等相当額)	式	1		10,681,000			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新川排水機場維持補修（燃料系統機器更新）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年10月30日
（変更後）令和6年3月18日
- 4 履行期間
令和5年10月31日から令和6年12月25日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
明石市本町2丁目2番20号朝日生命ビル
新菱工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
33,660,000円
- 7 契約内容
新川排水機場の主ポンプを駆動させるためのディーゼルエンジン用燃料系統機器を更新する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（契約理由）
本工事で更新する燃料系統機器は、主ポンプの駆動設備であるディーゼルエンジンへ燃料を供給する機器である。機器更新に当たり、機器の設計・仕様決定及び主ポンプとの一体的な運転調整を適切に行うためには、設計製作メーカーのみが有している独自の技術や蓄積されたデータが必要であるが、これらの情報は一般に公開されておらず、河川排水ポンプ製造者以外では機器設計及び製作ができない。このため、当該河川排水ポンプの製造者である新菱工業株式会社と随意契約を行うものである。
（変更理由）
燃料系統機器の納期が想定以上に必要であることが判明したため、工期延期の変更契約を締結した。（当初工期末：令和6年3月29日）
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

積算内訳書

事業年度 令和 5 年度

工事場所 京都市南区久世上久世町 地内

路線名又は河川名等

工事名 新川排水機場維持補修(燃料系統機器更新)工事

工期 契約日の翌日から令和6年12月25日まで

事業課(所)名 河川整備課

京都市 建設局

工事概要

燃料系統機器更新				式	1

施工理由

新川排水機場の燃料ポンプ及び燃料小出槽等の燃料系統機器については、本棟で設置後43年、南棟で設置後34年を経過し、老朽化が進んでいる。燃料系統機器に不具合が生じた場合、ポンプを駆動させるディーゼルエンジンを稼働させることができなくなる可能性があり、排水機場の運営に致命的な影響を及ぼすため更新する。

				設計額		請負額		
				金額	増減額	金額	増減額	
工	事	費	前回	円	円	円	円	
			今回	35,343,000		円		
内 訳	工	事	格	前回	円	円	円	
				今回	32,130,000	円	円	
	消	費	税	相	前回	円	円	円
				当	今回	3,213,000	円	円
支	給	品	費	前回	円	円	円	
				今回	0	円	円	

積算内訳書

工 事 名 新川排水機場維持補修(燃料系統機器更新)工事					事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
製作原価		式	1		10,778,040			
直接製作費		式	1		10,778,040			
機器単体費		式	1		10,778,040			内 1 号
据付工事原価		式	1		15,592,270			
直接工事費		式	1		8,903,553			
輸送費		式	1		193,673			内 2 号
材料費		式	1		5,701,020			内 3 号
労務費		式	1		2,835,200			内 4 号
直接経費		式	1		100,000			内 5 号
処分費等		式	1		110,660			内 6 号
スクラップ		式	1		-37,000			内 7 号
間接工事費		式	1		6,688,717			

積算内訳書

工 事 名 新川排水機場維持補修(燃料系統機器更新)工事					事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		1,827,717			内 8 号
現場管理費		式	1		2,835,000			経费率一覧
据付間接費		式	1		2,026,000			経费率一覧
設計技術費		式	1		1,001,000			経费率一覧
工事原価		式	1		27,371,310			
一般管理費等		式	1		4,758,690			経费率一覧
工事価格		式	1		32,130,000			
消費税相当額 (工事価格 x 0.10)		式	1		3,213,000			
請負工事費		式	1		35,343,000			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西羽東師排水機場維持補修（1号サージタンクゲート整備）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年12月4日
（変更後）令和6年3月18日
- 4 履行期間
令和5年12月5日から令和7年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町一丁目8番12号
株式会社日立プラントサービス
- 6 契約金額（税込み）
26,180,000円
- 7 契約内容
1号サージタンクゲートの巻上機の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（契約理由）
本工事で更新する巻上機はサージタンクゲートの開閉に必要な機器である。これらを更新するには、製造者のみが有している、使用部品の詳細情報や仕様、設計情報等の独自の技術情報が必要であり、この情報は一般に公開されておらず、サージタンクゲート製造者以外では機器設計及び製作ができない。このため、当該サージタンクゲートの製造者である株式会社日立プラントサービスと随意契約を行うものである。
（変更理由）
更新する機器の納期が想定以上に必要であることが判明したため、工期延期の変更契約を締結した。（当初工期末：令和6年3月29日）
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

積算内訳書

事業年度 令和 5年度

工事場所 京都市伏見区淀樋爪町6 3 4 番地1 地内

路線名又は河川名等

工事名 西羽東師排水機場維持補修（1号サージタンクゲート整備）工事

工期 契約日の翌日から令和 7年 3月15日まで

事業課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

工事概要

1号サージタンクゲート整備			式	1	
ゲート用特殊電動機更新	式	1	塗装	式	1
ミューリフターブレーキ更新	式	1	試運転調整	式	1
給油装置更新	式	1			

施工理由

西羽東師排水機場に設置されている、調圧水槽ゲート1～3号はポンプ排水に合わせて適切に閉鎖する必要がある。これらゲートは設置から30年程度、巻上機等の整備から10年程度経年している。
 今まで更新していない電動機及びブレーキ等を取り換えることで、信頼性を高めつつ長寿命化を図る。今回はそのうち最も整備後の劣化が激しい1号機を取り替えるものである。

		設計額
工事費		27,027,000 円
内訳	工事価格	24,570,000 円
	消費税相当額	2,457,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書（本01）

工事名	西羽東師排水機場維持補修（1号サージタンクゲート整備）工事			事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
製作工		式	1	14,460,600	
河川用水門設備製作		式	1	14,460,600	
水門設備		式	1	14,460,600	ゲート用特殊電動機 1 台 全閉防沫外被表面冷却自力屋外形 AC ブレーキ内蔵三相誘導電動機 ミュールリフターブレーキ 1 台 油圧ユニット側 ミュールリフターブレーキ 1 台 電動機側 手動ポンプ 1 台 分配弁 4 個
純製作費		式	1	14,460,600	
製作原価		式	1	14,460,600	
据付工		式	1	2,638,960	
機械設備輸送工		式	1	62,400	
輸送工		式	1	62,400	機器輸送費 1 式
河川用水門設備据付		式	1	2,576,560	
河川用水門据付工		式	1	2,537,560	据付（修繕）（河川用水門） 1 式 労務費 1 式 電動機、ミュールリフターブレーキ、給油装置取替、試運転調整 直接経費（水門設備） 1 式 水門設備形式：河川用水門設備 廃材処分費 1 式 塗装費 1 式
現場塗装工（機械）		式	1	39,000	
直接工事費		式	1	2,638,960	
共通仮設		式	1	522,000	

積算内訳書 (本01)

工事名	西羽東師排水機場維持補修 (1号サージタンクゲート整備) 工事			事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
共通仮設費 (率計上)	式	1	522,000		
純工事費	式	1	3,160,960		
現場管理費	式	1	690,000		
据付間接費	式	1	3,001,000		
据付工事原価	式	1	6,851,960		
設計技術費	式	1	644,000		
工事原価	式	1	21,956,560		
一般管理費等	式	1	2,613,440		
工事価格	式	1	24,570,000		
消費税額及び地方消費税額	式	1	2,457,000		
工事費計	式	1	27,027,000		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西大路排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和5年12月20日
- 4 履行期間
令和5年12月21日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
尼崎市潮江1丁目3番30号
ヤンマーエネルギーシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,800,000円
- 7 契約内容
西大路排水機場、大宮排水機場、今富橋排水機場及び構口排水機場の非常用自家発電設備の整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事で整備する非常用自家発電設備は停電時でも排水ポンプを稼働させるために必要な電力を供給する設備である。分解整備するには、製造者のみが有している、使用部品の詳細情報や仕様、設計情報等の独自の技術情報が必要であり、この情報は一般に公開されておらず、非常用自家発電設備の製造者以外では機器設計及び製作ができない。このため、当該非常用自家発電設備の製造者であるヤンマーエネルギーシステム株式会社と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積算内訳書

事業年度 令和 5年度

工事場所 京都市南区唐橋西平垣町地内 ほか

路線名又は河川名等

工事名 西大路排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事

工期 契約日の翌日から令和 6年 3月29日まで

事業課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

工事概要

非常用発電設備整備			式	1
非常用発電設備整備	式	1		

施工理由

西大路排水機場、大宮排水機場、今富橋排水機場及び構口排水機場の非常用自家発電設備はそれぞれ前回更新から14年、11年、9年、8年経過しており、分解整備及び部品交換を行うことで設備の機能維持を図る。

		設計額
工事費		20,592,000 円
内訳	工事価格	18,720,000 円
	消費税相当額	1,872,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書（本01）

工事名	西大路排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事			事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
製作工		式	1	1,613,100	
製作原価		式	1	1,613,100	
直接製作費		式	1	1,613,100	労務費 1 式
間接労務費		式	1	967,000	
純製作費		式	1	2,580,100	
工場管理費		式	1	645,000	
製作原価		式	1	3,225,100	
据付工		式	1	6,009,889	
道路排水設備輸送工		式	1	249,600	
輸送工		式	1	249,600	輸送費 1 式
道路排水設備据付		式	1	5,760,289	
道路排水設備据付工		式	1	5,760,289	材料費 1 式 補助材料費 1 式 労務費 1 式 処分費等 1 式
直接工事費		式	1	6,009,889	
共通仮設		式	1	1,474,000	
共通仮設費（率計上）		式	1	1,474,000	
純工事費		式	1	7,483,889	
現場管理費		式	1	1,774,000	

積算内訳書（本01）

工事名	西大路排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事			事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
据付間接費	式	1	1,905,000		
据付工事原価	式	1	11,162,889		
設計技術費	式	1	529,000		
工事原価	式	1	14,916,989		
一般管理費等	式	1	3,803,011		
工事価格	式	1	18,720,000		
消費税額及び地方消費税額	式	1	1,872,000		
工事費計	式	1	20,592,000		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西羽東師排水機場除塵設備ほか更新設計業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和6年1月25日
- 4 履行期間
令和6年1月26日から令和6年11月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町513
株式会社ニュージェック
- 6 契約金額（税込み）
22,855,140円
- 7 契約内容
西羽東師排水機場における除塵設備及び付帯設備を更新するための設計業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札（土木設計、公告日：令和5年10月27日、開札日：令和5年11月22日）により締結する予定であったが、応札者なしとなり、入札不成立となったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務を履行することが可能な事業者による見積合わせを経て、予定価格の範囲内で最低の価格（ただし、最低制限価格以上）の金額で提示のあった事業者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
嵯峨嵐山駅自由通路昇降機設備整備業務委託（エレベータ1号機）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年3月10日
（変更後）令和6年3月11日
- 4 履行期間
令和5年3月11日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43
東芝エレベータ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）8,866,000円
（変更後）9,922,000円
- 7 契約内容
嵯峨嵐山駅に設置されているエレベータ1基の戸開走行保護装置等の整備
- 8 変更契約の理由
エレベータ利用者への案内及び手荷物運搬補助を目的に案内誘導員を配置したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
今回、整備する戸開走行保護装置等は、既存のエレベータを改修する必要があり、実施可能な業者は、昇降機設備の製造者である東芝エレベータ株式会社のみであるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桂川駅東西自由通路昇降機設備整備業務委託（エレベータ1号機・2号機）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年3月10日
（変更後）令和5年12月26日
- 4 履行期間
令和5年3月11日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム
- 6 契約金額（税込み）
（当初）12,650,000円
（変更後）14,190,000円
- 7 契約内容
桂川駅に設置されているエレベータ2基の戸開走行保護装置等の整備
- 8 変更契約の理由
 - ・エレベータ利用者への案内及び手荷物運搬補助を目的に案内誘導員を配置したため。
 - ・動作不良が判明した既設地震感知器を交換したため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
今回、整備する戸開走行保護装置等は、既存のエレベータを改修する必要があり、実施可能な業者は、昇降機設備の製造者である株式会社日立ビルシステムのみであるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（左京土木みどり事務所管内）花園川護岸補修
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和5年5月19日
- 4 履行期間
令和5年5月19日から令和5年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野蓼原町71番地
植田・白山地域維持型建設共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
3,740,000円
- 7 契約内容
令和5年5月、普通河川花園川において護岸の傾倒が発生していることが近隣住民からの通報により判明した。護岸の傾倒は、護岸の上に設置された個人所有のブロック塀等の上載荷重の増加や、過去からの豪雨の影響による経年劣化及び河床コンクリートの損傷に伴う洗掘が原因と考えられる。近年、集中豪雨が増加していることもあり、至急に、これ以上の護岸の傾倒を未然に防ぐため、補修工事を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
緊急を要することから、入札手続きを経る期間がないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記共同企業体と「（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（左京土木事務所）」を契約締結しており、本工事は、同契約の「緊急工事に関する特約事項」に定める「緊急工事」に該当するため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（左京土木みどり事務所管内）一乗寺川護岸補修
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和5年6月19日
- 4 履行期間
令和5年6月19日から令和5年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野蓼原町71番地
植田・白山地域維持型建設共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
3,355,000円
- 7 契約内容
令和5年6月、普通河川一乗寺川において護岸の沈下及び傾きが発生していることが近隣住民からの通報により判明した。護岸の沈下及び傾きは、過去からの豪雨の影響により河床コンクリートが損傷し、河床が洗堀されたことが原因と考えられ、河床の洗堀及び護岸の沈下及び傾きにより一乗寺川に隣接している西浦畑公園及び一般市道一乗寺緯37号線に空洞が存在することが発覚した。また、普通河川一乗寺川と一般市道一乗寺緯37号線が交差する箇所には下谷田橋が架設されており、一乗寺川の護岸は下谷田橋の橋台としても兼用されている。護岸が沈下していることから、下谷田橋の東側は橋台と床版に隙間がある状態となっている。既に雨期に差し掛かっており降雨が続いていること及び近年、降雨が集中している事もあり至急に護岸の補修及び空洞の充填をする必要があるため、補修工事を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
緊急を要することから、入札手続きを経る期間がないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記共同企業体と「(総合評価)(単価契約)公共土木施設補修等工事及び業務委託(左京土木事務所)」を契約締結しており、本工事は、同契約の「緊急工事に関する特約事項」に定める「緊急工事」に該当するため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（左京土木みどり事務所管内）百井川護岸復旧工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和5年8月15日
- 4 履行期間
令和5年8月15日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野蓼原町71番地
植田・白山地域維持型建設共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
4,950,000円
- 7 契約内容
令和5年8月15日の台風により、普通河川百井川において石積護岸が崩壊・流出した。至急に護岸を復旧し、隣接する民地敷地の洗堀を防ぎ、川の流水断面を確保するため復旧工事を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
緊急を要することから、入札手続きを経る期間がないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記共同企業体と「（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（左京土木事務所）」を契約締結しており、本工事は、同契約の「緊急工事に関する特約事項」に定める「緊急工事」に該当するため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（左京土木みどり事務所管内）堆積土砂浚渫工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和5年8月15日
- 4 履行期間
令和5年8月15日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野蓼原町71番地
植田・白山地域維持型建設共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
4,840,000円
- 7 契約内容
令和5年8月の台風7号に伴う大雨により、普通河川第一疏水分線において流路に土砂が堆積し河道を狭めている状況であることが近隣住民からの通報により判明した。第一疏水分線は令和4年の豪雨時に水位が上昇、溢水し隣接家屋が床下浸水している。このまま放置すると今後の大雨の際に再び溢水する危険性があることから、浚渫工事を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
緊急を要することから、入札手続きを経る期間がないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記共同企業体と「（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（左京土木事務所）」を契約締結しており、本工事は、同契約の「緊急工事に関する特約事項」に定める「緊急工事」に該当するため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪作業業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和5年12月15日
- 4 履行期間
令和5年12月15日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区大原野村町298番地
中辻造園土木工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）（当初）31,692,760円
（予定総額）（最終）6,157,250円
- 7 契約内容
積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、管内道路に降り積もった雪を除雪する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業における待機命令及び出動指示は気象観測情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷く必要がある。
このため、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。また、当該地域の谷間部の雪捨て場所のない区間での除雪作業には、ロータリー除雪車が必要である。
上記の厳しい条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に除雪することができるのは、大原地区の自然状況や地理的状況を熟知しており、地区内にロータリー除雪車と除雪基地を有する中辻造園土木工業株式会社以外になく、本業務を中辻造園土木工業株式会社に随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路凍結防止剤散布業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和5年12月15日
- 4 履行期間
令和5年12月15日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区大原野村町298番地
中辻造園土木工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）（当初）24,507,560円
（予定総額）（最終）6,988,135円
- 7 契約内容
積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、左京管内（国道367号、大原17号線、下鴨静原大原線他）道路の降雪、路面凍結時において、至急に凍結防止剤を散布する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
凍結防止剤散布作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、受託者は、降雪や路面凍結により通行が困難となっている作業区間へ即時出動が可能であり、夜間・休日にかかわらず常に体制を維持し、連日の作業にも対応できなければならない。
上記の条件を満足し、除雪作業と同様、本作業区間近傍に作業基地を有し、迅速かつ安全確実な体制をとることのできる、（別途除雪作業の委託契約受託者である）中辻造園土木工業株式会社に本業務を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市道路情報提供システム構築業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部道路明示課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年4月3日
（変更後）令和6年3月28日
- 4 履行期間
令和5年4月3日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地 明治安田生命京都ビル7F
アジア航測株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
110,880,000円
- 7 契約内容
「京都市道路台帳管理システム」を構築し、本市が管理する道路の幅員等の基礎情報を取込んだうえで、既存の京都市公共物GIS（以下「GIS」という。）に搭載し、一元管理を行う。加えて、既に「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）で公開している「京都市道路情報提供システム」を改修し、これまで公開していた認定路線網図に加えて、道路台帳の図面や里道及び水路等の情報を拡充して公開する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更理由）
「京都市道路情報等提供システム」の構築に先立ち、そのベースとなる「京都市道路台帳管理システム」を構築する必要があるが、「京都市道路台帳管理システム」は、道路情報をまとめた道路台帳調書及び道路台帳平面図（以下「既存の道路情報」という。）をもとに機械的にシステムを構築する想定であった。
しかし、受注者が業務計画の作成に先立ち、既存の道路情報を確認したところ、多くの不整合が生じていることが判明した。このため、多くの不整合な内容について受注者が整合を図り、発注者としてその内容を確認する必要があることから、業務計画書作成段階で中間打合せ回数を2回から6回とするよう本市から指示した。
また、「京都市道路台帳管理システム」を構築した結果、対象とする認定道路の路線数も減少したため、実施数量に基づき契約内容の変更を行うものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

アジア航測株式会社が、既存のGIS及びポータルサイトの設計・開発・メンテナンス事業者として、十分な知識及び技術力を持ち、適正かつ確実に業務を履行する能力を有し、既存の機能を損うことなく本件業務を遂行できる唯一の事業者であるため、同社と随意契約を行った。

11 その他